

先発医薬品処方の特別料金発生について

令和6年10月から医薬品の自己負担の仕組みが変更になります。

後発医薬品(ジェネリック医薬品)があるお薬で、先発医薬品の処方を希望する場

合は特別な料金が徴収されます。(厚生労働省通知)

(※先発医薬品と後発医薬品の価格差の4分の1相当の料金が徴収されます。端

数処理の関係等で4分の1ちょうどにならない場合もあります。

【留意点】

- ・先発医薬品を処方・調剤する医療上の必要があると認められた場合等は、特別の料金は発生しません。
- ・医療機関や薬局にジェネリック医薬品の在庫がない場合は、特別の料金は発生しません。

2024年10月1日